

## ポスト・ケインズ派経済学研究会会則

### (名称)

第1条 本会はポスト・ケインズ派経済学研究会と称する。

### (目的)

第2条 本会は会員のポスト・ケインズ派経済学に関する研究活動を活発にし、あわせて内外学会との交流をはかることを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は前記の目的を達成するためにつぎの事業を行う。

#### (1)研究会の開催

(イ)定例研究会は年2回とし、他はその都度決める。

#### (2)研究成果の発表

#### (3)内外の諸学会・研究会との交流

#### (4)内外の研究成果の紹介

#### (5)その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (事務局)

第4条 本会の事務局は運営委員会(代表の大学研究室)におく。

### (会員)

第5条 本会は、前記の目的を達成するために、以下の者をもって組織する。

#### (1)ポスト・ケインジアン経済学翻訳叢書の担当者

(2)新規会員は現会員の2名の推薦に基づいて総会において承認を受けなければならない。但し総会までの間は臨時会員とすることができる。

(3)会員は、本会運営のため会費を納めなければならない。

年会費 1,000 円

### (運営委員会)

第6条 本会の運営をはかるためにつぎの運営委員をおく。

(1) (イ)幹事若干名 (ロ)書記1名 (ハ)会計1名

(2)運営委員会は、総会の議事、研究会のテーマ、会場および時期を定める。

### (総会)

第7条 本会は毎年1回会員総会を開催する。

運営委員会が必要と認めるとき、または会員の3分の2以上の請求があるときは、臨時総会を開くことができる。

### (会計年度)

第8条 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

### (会則の改正)

第9条 本会則の改正は会員総会において出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

付則 本会則は1980年4月1日より実施する。